



発行所 日本看護連盟  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627  
発行人 富田きよ子

# No. 431

2022年12月14日号

## 友納理緒参議院議員が 厚生労働委員会で質問

友納議員が12月6日、臨時国会における参議院厚生労働委員会で、11月17日に続いて2回目の質問を行いました。今回は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」についての質問でした。その概要をご紹介します。

### 1 精神保健に関する相談支援

**友納議員** 今回の改正では、相談支援の対象者に、精神障害者だけではなく、精神保健に関する課題を抱える者も加えられた。この「精神保健に関する課題を抱える者」とは、どのような方々を想定しているか。

**羽生田俊厚生労働副大臣** 例えば、子育て、介護、生活困窮など、自治体が各分野で支援を行う中でメンタルヘルスの不調が判明した方を想定している

**友納議員** 地域住民にとって最も身近な相談窓口は市町村になるが、現状の市町村の相談支援体制は脆弱だ。相談支援の役割を發揮できるような整備が必要だが、この点はどう考えられているか。

**羽生田副大臣** 厚生労働省としては、研修等を通じて人材育成に取り組むとともに、精神保健福祉センター、保健所および市町村の役割、連携のあり方を明確に示すこと、また必要な人員配置を含めた市町村の体制整備に向けて関係省庁と協議をし、市町村の相談支援体制の充実を図りたい。

## 2 障害者の就労支援

友納議員 今回の法改正で、就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援が創設されたが、就労アセスメントはどのように進められる予定か。

辺見聡障害保健福祉部長 就労選択支援のための適切なアセスメントツールを現在開発している。また、支援手法を支援者が習得するためのカリキュラムや教材を開発した上で、全国共通の研修を実施する。

友納議員 障害者が一般就労中であっても就労系福祉サービスを一時的に利用できるようになったが、本人の希望ではなく企業側の都合でこのサービスが利用される懸念もある。この一時利用はどのような場合の活用を想定されているか。また、このような懸念に対して政府の考えはいかがか。

辺見部長 この一時的利用は、本人が希望する一般就労への移行や復職といった目的のために活用されるもので、ご指摘のような懸念する事態が起きないように、周知徹底を図るべく施行の準備を進めたい。

友納議員 中途障害者となり、従前の業務に耐えない場合は普通解雇の事由に該当するが、障害者雇用促進法が求める、雇用の維持のための適切な配慮がなされるべきであり、それによって業務が可能になった場合は、労働契約を継続すべきと考える。この点について、企業側には、どのような対応を求めるか。

羽生田副大臣 中途障害者を含め、障害のある方々が能力を発揮し活躍できるよう、事業主に対して周知啓発するとともに、合理的配慮が適切に提供されるように取り組んでまいりたい。

友納議員 精神科の訪問看護は、入院医療を最小限にするために非常に重要だが、課題も少なくない。精神科の訪問看護の充実について、どのように考えているか。

羽生田副大臣 訪問診療や訪問看護ステーションによる、地域で必要なサービスを継続的かつ包括的に受けられる体制の整備を進めるとともに、精神科に通院する患者に対する医療機関の看護師等の支援・地域の福祉事業者等との連絡調整の取り組みに関する診療報酬上の評価、相談窓口・精神科救急情報センターの体制整備についての都道府県への補助などを実施している。

## 3 精神病院における虐待防止に向けた取り組み

友納議員 精神病院の医療従事者による虐待の通報先を都道府県にした

理由と、具体的に窓口はどの部署を想定しているのか、伺いたい。

辺見部長 精神保健福祉法上、都道府県が精神病院に対する指導監督権限を有しているため、通報先となっており、実地指導の担当部局が窓口を担うことを想定している。

友納議員 通報された場合、行為者とされた者に弁明の機会はあるか。

辺見部長 他の虐待防止に関する法律の調査の手続きなどを参考に、通報受理後の手続きなどについて今後明示したい。

#### 4 難病患者や小児慢性特定疾患に係る医療費助成の支給認定

友納議員 今回の法改正で、医療費助成の開始時期が申請日から重症化したと診断された日に前倒しされ、遡る期間は原則1か月で、入院その他の緊急の治療が必要であった場合等は、最長3か月とされている。入院その他の緊急の治療が必要であった場合等、の「等」とはどのような場合を想定しているか。

佐原康之健康局長 本人の責に帰さないような事情を想定している。たとえば、自宅から遠方の医療機関で受診し、診断書を取りに行くまで時間を要する場合などが想定される。

#### 5 障害者を地域で支えるための体制の整備

友納議員 看多機（看護小規模多機能型居宅介護）などの多機能サービスを障害者や難病患者等が利用できるように障害福祉制度の見直しを図り、さらにAYA世代（若年成人世代）の末期がん患者などを含めて、訪問看護と同様、看多機も医療保険で利用できるようにしてほしい。

加藤勝信厚生労働大臣 障害福祉制度は、全額公費を財源としており、医療的な支援については別途、健康保険による支援と組み合わせ対応する仕組みになっている。看多機は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ一体的に提供するサービスだが、これを医療の範囲というのも難しい。もちろん、医療的ケアを必要とする障害者や難病患者等が地域で安心して暮らし続けるためには、看護の提供は重要であると考えている。医療的ケアを要する方々への支援体制の充実に努めてまいる。

※この模様は、参議院インターネット審議中継でご覧になれます。

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>